



高齢者見守り情報！

みんなの目

Vol. 23
(平成30年度 第2号)

©菊川市



日ごろ、高齢者の見守り及び相談窓口の周知に御協力いただきありがとうございます。
暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

今回は、認知症等で判断が出来なくなったときの助けとなる「成年後見制度」について、紹介します。

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人の権利をまもり、安心して日常生活を送ることができるよう法律的な支援を行う制度です。

家庭裁判所に申立を行い、手続きすると成年後見人等が選ばれます。財産の管理、契約の代理・取り消し、介護・医療を受けるためのサポート等の支援を選ばれた後見人が行ってくれます。

例えば…



最近物忘れがひどく通帳や印鑑をなくしてしまい、お金の管理が出来ず困っている。

認知症の母が、必要ないのに高額な商品を次々と買ってしまっている。



こんなとき後見人がいれば、本人の代わりに預貯金や年金の管理を行ったり、後見人の同意なく結んだ契約を取り消したりすることができます！

権利擁護研修会のお知らせ

成年後見制度について簡単に紹介しましたが、本人の判断能力により段階が分かれています。将来のために予め申請しておく制度があったりと、実際はもう少し複雑です。

菊川市地域包括支援センターでは、高齢者の権利がまもられ地域で安心して生活できるよう、毎年、権利擁護研修会を開催しています。今年度は下記の日程で開催しますので、ぜひ御参加ください。参加を希望される方は、下記までご連絡をお願いします。

テーマ「最期まで自分らしく生きるために…

～成年後見制度と遺言・相続についての基礎知識～

講師：掛川公証役場

日	時間	会場
平成30年9月26日(水)	午後1時30分～3時30分	プラザけやき2階会議室

参加費：無料
定員：70名

※連絡先 菊川市地域包括支援センター（プラザけやき内）電話 0537-37-1120



菊川市地域包括支援センター
住所：半済1865（プラザけやき内）
電話：37-1120
菊川市高齢者総合相談支援センター和松会
住所：赤土1055-1（家庭医療センター内）
電話：73-1818